

5 かごしまの農林水産物認証制度実施要綱

第1 目的

「鹿児島県食の安心・安全基本方針」に基づき、県独自の認証制度を創設し、県産農林水産物に対する消費者の安心と信頼を確保します。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 生産者（緑茶については、仕上げ茶加工業者を含む。以下同じ）とは、農林水産物（農産物（仕上げ茶を含む。）、畜産物、林産物及び水産物をいう。以下同じ）を生産又は出荷する者（団体又は法人を含む。）をいいます。
- (2) 生産管理責任者とは、生産、出荷等に関して指導及び管理を行い、当該全行程に責任を負うべき者をいいます。
- (3) 生産・栽培基準とは、安全性などを考慮した関係法令等を踏まえ、県が策定した生産又は栽培に関する指針及びそれらに基づき地域で作成する生産又は栽培に関する基準等をいいます。

第3 認証制度の仕組み

1 認証制度

鹿児島県内で生産される農林水産物について、県が「安心・安全」を確保する基準を策定し、その基準に従って生産され、出荷されていることを、審査・認証機関が審査し、認証する制度です。

2 「安心・安全」の考え方

- (1) 「安全」とは、生産・栽培基準に適合した生産管理又は栽培管理がなされ、適正に管理された施設等で集出荷が行われていることをいいます。
- (2) 「安心」とは、生産履歴等の記録・保存の確実な実施、生産管理責任者等の設置、適正な表示、消費者の疑問若しくは質問又は万が一の事態に速やかに対処できるなど、消費者の信頼を得られる体制が整備されていることをいいます。

3 認証の対象及び基準

(1) 認証の対象

県内で生産される農林水産物とします。

(2) 認証基準

認証基準は、前項の「安心・安全」の考え方に基づき、「食品安全」「環境保全」「労働安全」「人権保護」「農場経営管理」の5分野を含む基準として県が策定します。

4 認証の申請

認証を受けようとする生産者は、毎年度、品目ごとに、審査・認証機

関に申請し、審査・認証機関は、書類審査及び現地審査の上、認証基準に適合していることを確認し、認証します。

審査及び認証に要する経費は、審査・認証機関が別途定め、認証を受けようとする生産者が負担します。

5 認証の有効期間

認証の有効期間は、原則として認証を受けた日から1年を経過した月の属する月末とする。

6 認証の表示

認証を受けた生産者は、認証マークを出荷物等に表示することができます。

7 審査・認証機関

審査・認証機関は、県が定める中立な立場で公正かつ透明な審査及び認証を行える機関とします。

第4 管理体制及び認証に関する責務等

1 管理体制の整備

県は、認証制度の公正・透明性を保つため、認証を受けた生産者の公表や審査・認証機関への監査等、適切な対応が可能な体制を整備し、認証制度の信頼確保に努めます。

2 認証に関する責務等

(1) 県の責務

ア 県は、寄せられた事故等の情報について、責任をもって原因究明を行い、適切な処理を行います。また、審査・認証機関又は生産者で対応した事故等についても、対処した内容を把握するとともに、適切な対処方法についての指導を行います。

イ 県は、関係機関・団体と協力し、消費者への認証制度のPR、生産者への認証制度の普及・啓発及び認証に係る生産者への指導を行い、認証制度を推進します。

(2) 審査・認証機関の責務

審査・認証機関は、中立な立場で公正かつ透明な審査・認証業務に努め、これらに関する責務を負います。

(3) 生産者の責務

生産者は、生産管理責任者等を置き、適正な生産管理及び出荷管理に努め、認証後出荷された個々の生産物についての責務を負います。

(4) 農協等生産者団体の責務

農協等生産者団体（農業協同組合法、水産業協同組合法及び森林組合法に規定する法人又は生産者を指導する立場にある振興会、協議会をいう。以下同じ。）は、生産者に対し生産・栽培基準の遵守、

生産履歴の記帳指導を行うとともに、認証制度を推進します。

(5) 市町村の責務

市町村は、消費者及び生産者に対し制度の趣旨を周知するとともに、農協等生産者団体と連携を図りながら生産者の指導に努め、認証制度を推進します。

(6) 流通関係者との連携

流通段階での衛生管理等の不備に起因する問題に関しては、流通関係者との連携を図り、適切に対処します。

第5 認証制度の実施時期

平成16年度から順次、認証を実施します。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関し、必要な事項は「かごしまの農林水産物認証制度実施要領」により別に定めます。

附 則

この要綱は、平成16年7月16日から施行します。

一部改正

この要綱は、平成22年3月1日から施行します。

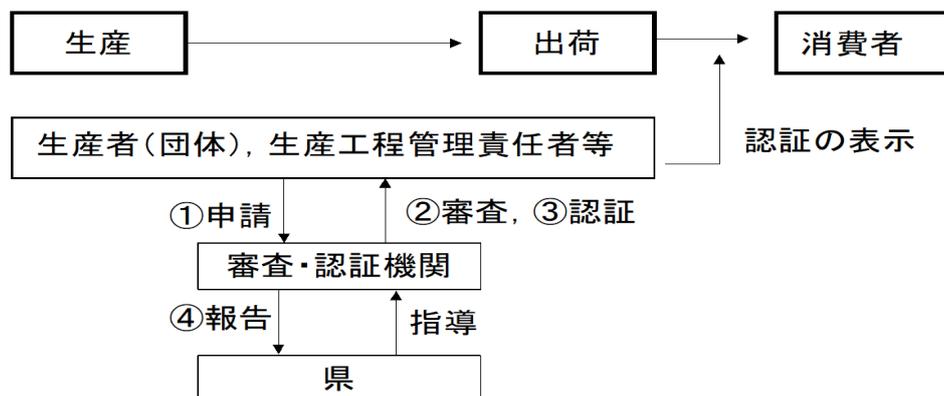
一部改正

この要綱は、平成26年9月29日から施行します。

一部改正

この要綱は、令和7年4月1日から施行します。

(参考) 認証システム概略図



6 かごしまの農林水産物認証制度実施要領

第一章 総 則

第1 目 的

この要領は、「かごしまの農林水産物認証制度実施要綱」に基づき、認証制度の実施にあたって、必要な事項を定めるものとします。

第二章 認 証

第2 認証の区分及び品目

本認証制度では別記1のとおり認証の区分及び品目を掲げ、品目毎に認証を行います。

また、野菜（スプラウトを除く。）・果樹・米・茶・その他作物については、化学合成された農薬や肥料（野菜の養液栽培を除く。）の使用量を低減することを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法への取組も、併せて認証を行います。

第3 認証の要件

別記2に定める基準を満たしていることを認証の要件とします。

第4 認証申請者の要件

1 認証の申請を行うことができる生産者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- (1) 鹿児島県内で農林水産物を生産していること。
- (2) 生産・出荷管理、労働安全管理及び表示管理・生産履歴等の情報管理を行う別記2 認証基準に定める責任者をそれぞれ設置していること。

ただし、人的要因により、それぞれの責任者の選任が困難な場合は、兼任することができる。

- (3) 認証の申請を行う構成員間で、生産・栽培基準の遵守に関する協定を締結していること。ただし、個人で申請する場合を除く。

2 前項の規定に関わらず、第14の規定により認証を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない生産者は、第5の認証の申請を行うことができません。

第5 認証の申請

認証の申請をしようとする生産者は、毎年度、品目ごとに、審査・認証機関が別に定める様式に必要な事項を記入の上、審査・認証機関が別に定める審査・認証手数料を添えて認証の申請を行います。

第6 情報の提供及び生産履歴等の保存

- 1 認証を受けた生産者は、認証を受けた品目に係る次の情報を提供できるように努めるものとします。
 - (1) 認証登録番号
 - (2) 認証年月日
 - (3) 品目名
 - (4) 生産者名及び住所
 - (5) 生産栽培状況
 - (6) その他必要事項
- 2 前項の公開は、票片やホームページ等により行うものとします。
- 3 認証を受けた生産者は、認証を受けた品目の生産履歴及びその他必要な書類を、認証を受けた日から3年間保存しなければなりません。

第7 認証を受けた生産者の責務

認証を受けた生産者は、次に掲げる責務を有するものとします。

- (1) 生産・出荷の過程において、関係法令等を遵守するとともに、農林水産物の安全な生産・出荷に積極的に取り組むこと。
- (2) 生産履歴の内容に責任を持つとともに、審査・認証機関又は県から請求があった場合は、生産履歴及びその他必要な書類を提出すること。

第三章 認証の表示

第8 認証の表示

認証を受けた生産者は、別記3に定める「認証マーク及びK-GAPロゴマーク使用基準」に基づき、認証を受けていることを明確にすることができます。

第四章 審査・認証機関

第9 審査・認証機関

審査・認証機関は、(公社)鹿児島県農業・農村振興協会とします。

第10 審査・認証機関の業務

審査・認証機関は、生産者の申請に基づき、第3の認証の要件に適合していることを確認、審査し、認証を行います。

第11 審査・認証の方法

審査・認証機関は、次の各号に掲げる方法に従い、審査・認証を行います。

(1) 審査

- ア 認証の申請書類について、認証基準に基づき書類審査を行います。
- イ アの書類審査に適合したものについて、現地審査を行います。
ただし、5年以上、同一品目について認証を取得している団体・

個人については、現地審査を省略することができます。

(2) 判定

審査・認証機関内に学識経験者、消費者代表等で構成する認証判定委員会を設置し、前号の審査結果に基づき、認証の可否について判定します。

(3) 認証

審査・認証機関は前号の判定結果をもって、審査・認証機関が別に定める認証通知書を申請した生産者に交付します。

第 12 認証等の報告

審査・認証機関は、生産者を認証したときは、次の各号を別記様式 1 号により速やかに県に報告しなければなりません。

(1) 認証登録番号

(2) 認証年月日

(3) 認証の区分及び品目名

(4) 生産者名及び住所、問い合わせ先電話番号

(5) ほ場等の面積

(6) 出荷予定数量

(7) 出荷予定期間

第 13 帳簿の備付け及び保存

1 審査・認証機関は、認証業務に関する事項で、次の各号に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければなりません。

(1) 認証の申請を受けた年月日

(2) 申請のあった認証の区分及び品目名

(3) 申請のあった生産者名及び住所

(4) 審査を行った年月日

(5) 認証の可否を判定した年月日

(6) 審査、判定に従事した者の氏名

2 前項に規定する書類は、認証の可否を判定した日から 3 年間、保存しなければなりません。

第 14 認証の取消し

1 審査・認証機関は、認証を受けた生産者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、調査及び指導を行い、認証判定委員会による事情の聴取を行ったうえで取り消し相当と判断したときは、その認証を取り消すこととします。

(1) 第 5 の規定に基づく記載内容等に虚偽が判明したとき。

(2) 第 7 及び第 8 の規定に反する行為が判明したとき。

(3) その他認証制度の信頼性を著しく損なう行為をしたとき。

2 認証を受けた生産者は前項の規定により認証を取り消されたときは、速やかに認証通知書を審査・認証機関へ返納しなければなりません。

3 審査・認証機関は、認証した生産者の認証を取り消したとき、又は生産者から認証の辞退等の申出があったときは、その旨を別記様式 2

号により県に報告しなければなりません。

第15 立入り等

- 1 審査・認証機関は、認証基準等が遵守されているかどうかの確認を行うため、認証を受けた生産者から必要な報告を求め、関係書類を閲覧するとともに、生産・出荷施設等に立ち入ることができるものとし
ます。
- 2 審査・認証機関は、前項の確認調査において、認証基準に基づき適正な処理がなされていないと判断した場合は、改善指導を行うことができます。

第16 秘密保持義務等

審査・認証機関の役員及びその職員又はこれに従事した者は、認証の業務に関して知り得た秘密を関係者以外に漏らし、又は自己の利益のためにこれを使用してはなりません。

第五章 公表・報告・監査等

第17 認証を受けた生産者等の公表

- 1 県は、第12の規定により、審査・認証機関から認証をした生産者の報告を受けたときは、次の各号に掲げる事項を一般に公表します。
 - (1) 認証登録番号
 - (2) 認証年月日
 - (3) 認証の区分及び品目名
 - (4) 生産者名及び住所、問い合わせ先電話番号
 - (5) ほ場等の面積
 - (6) 出荷予定数量
 - (7) 出荷予定期間
- 2 県は、第14の3の規定により、認証した生産者の認証の取消しの報告を受けたときは、次の各号に掲げる事項を一般に公表します。
 - (1) 認証取消年月日
 - (2) 認証の区分及び品目名
 - (3) 生産者名及び住所
 - (4) 取り消した理由
- 3 1項及び2項の規定による公表は、県ホームページ等により公表を行うものとし
ます。

第18 報告・監査等

- 1 県は、認証業務の公平性、公正性を保ち、かつ、その適切な実施を確保するため、必要があると認めるときは、審査・認証機関に対し、認証業務に必要な報告を求め、又はその事務所に立ち入り、認証業務の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を監査し、もしくは関係者に質問することができるものとし
ます。
- 2 県は、前項の監査の結果、改善を要する場合は、審査・認証機関に対し、必要な措置を講ずるよう指示することができるものとし
ます。

第 19 苦情等の対応

- 1 県、審査・認証機関及び生産者は、それぞれに苦情等（認証された農林水産物に対する苦情、問い合わせ及び事故をいう。以下同じ。）の処理について、適切な対応が可能な体制を整備します。
- 2 認証に関する苦情等への対応は、それぞれ当該各号に定める責務に応じて適切に対処することとします。
 - (1) 県は、寄せられた苦情等について、責任をもって原因究明を行い、適切な処理を行います。また、審査・認証機関、生産者で対応した苦情についても、対処した内容を把握するとともに、適切な対処方法についての指導を行います。
 - (2) 審査・認証機関は、審査・認証業務に関する苦情等についての責務を負います。
 - (3) 生産者は、生産管理責任者を置き、認証後出荷された個々の生産物に関する苦情等についての責務を負います。

なお、万が一、事故が発生した場合は、出荷した品目の回収を最優先に行い、事故が拡がることのないよう対処するとともに、迅速な原因究明と対応をとらなければなりません。

第六章 認証制度の推進

第 20 推進体制

認証に関する総合調整は、農政部農政課が行います。なお、生産者への指導等については、地域振興局・支庁が関係機関・団体と連携を図りながら行います。

第七章 雑 則

第 21 その他

その他認証制度の実施に関する必要な事項は、別に定めます。

附 則

この要領は、平成 16 年 8 月 16 日から施行します。ただし、第 8 の規定は、平成 16 年 10 月 1 日から施行します。

一部改正（認証基準の追加）

この要領は、平成 17 年 3 月 8 日から施行します。

一部改正（認証基準の追加）

この要領は、平成 17 年 7 月 1 日から施行します。

一部改正（認証基準の追加）

この要領は、平成 18 年 8 月 25 日から施行します。

一部改正（認証基準の追加）

この要領は、平成 18 年 9 月 25 日から施行します。

一部改正（認証基準の追加）

この要領は、平成 18 年 12 月 8 日から施行します。
一部改正（品目の追加）
この要領は、平成 19 年 1 月 16 日から施行します。
一部改正（品目の追加）
この要領は、平成 19 年 10 月 24 日から施行します。
一部改正（認証基準の追加）
この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行します。
一部改正（品目の追加）
この要領は、平成 20 年 5 月 30 日から施行します。
一部改正（認証基準の追加）
この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行します。
一部改正（認証基準の改正）
この要領は、平成 21 年 8 月 31 日から施行します。
一部改正（認証基準の改正）
この要領は、平成 22 年 3 月 1 日から施行します。
一部改正（品目の追加，認証基準の改正）
この要領は、平成 23 年 2 月 1 日から施行します。
一部改正（品目の追加）
この要領は、平成 23 年 9 月 1 日から施行します。
一部改正（品目の追加，認証基準の改正）
この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。
一部改正（認証基準の追加）
この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。
一部改正（認証基準の追加）
この要領は、平成 26 年 9 月 29 日から施行します。
一部改正
この要領は、平成 27 年 1 月 30 日から施行します。
一部改正（認証基準の追加）
この要領は、平成 27 年 2 月 27 日から施行します。
一部改正（品目の追加，認証基準の改正）
この要領は、平成 28 年 8 月 29 日から施行します。
一部改正（品目の追加，認証基準の改正）
この要領は、平成 29 年 3 月 6 日から施行します。
一部改正（認証基準の改正）
この要領は、平成 29 年 3 月 31 日から施行します。
一部改正（認証基準の改正）
この要領は、平成 29 年 9 月 15 日から施行します。
一部改正（品目の追加，対象作物の追加，認証基準の改正）
この要領は、平成 30 年 3 月 29 日から施行します。
一部改正（品目の追加）
この要領は、平成 30 年 9 月 12 日から施行します。
一部改正（品目の追加）
この要領は、令和元年 6 月 7 日から施行します。
一部改正（審査方法の改正，品目の追加）
この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

一部改正（品目の追加）

この要領は、令和4年3月11日から施行します。

一部改正（対象作物の追加，認証基準の改正）

この要領は、令和5年4月3日から施行します。

一部改正（品目の追加）

この要領は、令和5年9月1日から施行します。

一部改正（審査方法の改正）

この要領は、令和6年4月1日から施行します。

一部改正（認証の区分，認証基準の改正）

この要領は、令和7年4月1日から施行します。

（認証基準に関する経過措置）

1 この要領の施行の日から令和8年3月31日までの間は、改正前の認証基準による認証を受けることができます。

2 令和8年3月31日までに改正前の認証基準による認証を受けた者は、令和8年4月1日以降、当分の間、改正前の認証基準による認証を受けることができます。

一部改正（認証の表示の改正）

この要領は、令和7年9月5日から施行します。

別記 1

農林水産物	分類	認証の区分	品目名	
農産物	野菜	青果物 ※化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法の認証を併せて取得する場合別記1-2	実えんどう、スナップえんどう、そらまめ、さやえんどう、いんげん、えだまめ、きゅうり、ピーマン、トマト、ミニトマト、かぼちゃ、オクラ、なす、にがうり、とうがん、メロン、いちご、すいか、スイートコーン、さつまいも、ばれいしょ、にんじん、ごぼう、だいこん、桜島だいこん、さといも、やまのいも、れんこん、白ねぎ、葉ねぎ、たまねぎ、らっきょう（エシャレット含む）、しょうが、にんにく、はくさい、キャベツ、グリーンボール、レタス、ブロッコリー、アスパラガス、こまつな、みずな、ほうれんそう、しゅんぎく、チンゲンサイ、なっば、わさび菜、にら、みつば、パセリ、ラディッシュ	
	養液栽培	青果物、 養液栽培専門 ※化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法の認証を併せて取得する場合別記1-2	上記品目のうち、養液栽培するもの (植物工場における栽培を含む)	
	スプラウト	青果物、 スプラウト専門	かいわれ大根、もやし、ブロッコリースプラウト、マスタード、レッドキャベツ、豆苗	
	果樹	青果物 ※化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法の認証を併せて取得する場合別記1-2	なつみかん、紅甘夏、不知火、きんかん、たんかん、ぼんかん、温州みかん、ハウスみかん、文旦、大橘、ゆず、小みかん、ネーブル、河内晩柑、レモン、いよかん、清見、スイートスプリング、はるみ、かぼす、びわ、なし、ぶどう、うめ、すもも、もも、かき、ブルーベリー、マンゴー、パッションフルーツ、ヒタヤ、ハバパイア(青ハバパイア含む)、だいたい、バナナ	
	米	穀物 ※化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法の認証を併せて取得する場合別記1-2	水稻うるち、水稻もち	
	その他作物	青果物 ※化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法の認証を併せて取得する場合別記1-2	落花生	
		穀物 ※化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法の認証を併せて取得する場合別記1-2	ごま、そば	
	茶	茶 ※化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法の認証を併せて取得する場合別記1-2	緑茶(荒茶・仕上げ茶)	
	林産物	たけのこ	青果物、 たけのこ専門	モウソウチク、ホテイチク、マダケ、カンザンチク、リュウキュウチク、タイミンチク、ホウライチク、シホウチク、ハチク、ダイサンチク、マチク、リョクチク
		原木栽培きのこ	青果物、 きのこ類専門	しいたけ
菌床栽培きのこ			しいたけ、えのきたけ、ひらたけ、うすひらたけ、ふなしめじ、まいたけ、えりんぎ、たもぎたけ、やまぶしいたけ、きくらげ	
畜産物	卵	鶏卵	鶏卵	
水産物	エビ養殖	エビ養殖	クルマエビ	
	海面魚類養殖	海面魚類養殖	ブリ、マダイ、カンパチ	
	陸上魚類養殖	陸上魚類養殖	ヒラメ	

- ※1 認証の区分及び品目名については、認証の区分毎の認証基準が策定された段階で随時追加を行います。
- 2 品目の欄に掲げていない新規品目等については、認証基準との整合性を考慮した上で品目の追加を行います。
- 3 次のものについては、品目をまとめて申請することができます。まとめて申請する場合の表記は次のとおりとします。
 さやえんどう・スナップえんどう＝さやえんどう（スナップえんどう含む）、キャベツ・グリーンボール＝キャベツ（グリーンボール含む）、水稲うるち・水稲もち＝水稲（うるち・もち）
- 4 植物工場は、施設内で植物の生育環境（光，温度，湿度，二酸化炭素濃度，養分，水分等）を制御して栽培を行う施設園芸のうち，環境及び生育のモニタリングを基礎として，高度な環境制御と生育予測を行うことにより，野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設

別記1－2

認証の区分	内 容
化学肥料（窒素成分）：当地比5割減	化学合成された肥料の使用を低減する栽培方法について、農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じて生産・出荷を行う取組
化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用	慣行レベルは同ガイドラインに基づいて鹿児島県が定めたものとする。
節減対象農薬：当地比5割減	化学合成された農薬の使用を低減する栽培方法について、農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じて生産・出荷を行う取組
節減対象農薬：栽培期間中不使用	慣行レベルは同ガイドラインに基づいて鹿児島県が定めたものとする。ただし、野菜（養液栽培）については、慣行レベルから1成分（土壌消毒）を減らしたものを節減対象農薬の使用成分回数とする。
農 薬 ：栽培期間中不使用	
特別栽培農産物	農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に沿って行う取組 慣行レベルは同ガイドラインに基づいて鹿児島県が定めたものとする。

※用語の定義は、農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じる。

別記2 認証の区分ごとに定める基準

4 認証基準（P 5～105）をご覧ください。

なお、認証基準は必要に応じて改正する場合がありますので、最新の基準を県ホームページでご確認ください。

別記3

かごしまの農林水産物認証マーク及びK-GAPロゴマーク使用基準

第1 目的

「かごしまの農林水産物認証マーク（以下「認証マーク」という。）及びK-GAPロゴマーク（以下「K-GAPマーク」という。）」を使用するにあたり、必要な事項を定めるものとします。

第2 使用の範囲

- 1 「認証マーク」及び「K-GAPマーク」は次のいずれかの者が使用できるものとします。
 - (1) かごしまの農林水産物認証制度実施要綱及び実施要領に基づいて認証を受けた生産者
 - (2) 県
 - (3) その他県が適当であると認める者
- 2 「認証マーク」及び「K-GAPマーク」は次のいずれかにおいて使用できるものとします。
 - (1) 認証を受けた品目またはその容器包装に表示する場合
 - (2) 認証を受けた品目を出荷する際の段ボール箱等に表示する場合
 - (3) 認証を受けた品目が販売されている場所にポップ等で表示する場合
 - (4) 認証を受けた品目のPR用のぼりやポスター等に表示する場合
 - (5) 認証を受けた品目を生産するほ場や選果場など生産・出荷する施設に認証を受けた施設であることを表示し、生産者の意識の高揚を図る場合
 - (6) 認証を受けた品目の生産情報等を提供する際のホームページに表示する場合
 - (7) その他県が適当であると認める場合

第3 使用の管理

「認証マーク」及び「K-GAPマーク」を使用するにあたって、情報管理責任者は次の各号に掲げる事項の管理を行います。

- (1) 第2の2の(1)の場合であって、認証された品目に出荷段階で既に容器包装に表示している場合又は小分け用として認証マーク及びK-GAPマークを印刷したシール等を同封して出荷した場合は、出荷日、出荷先及び出荷量を記録・保存しなければなりません。
- (2) 前号の後段の場合又は第2の2の(3)の場合は、売り場での表示について責任をもって対応できる小売業者等（卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び小売業者をいう。以下同じ。）に出荷する場合に限り使用できるものとし、「認証マーク」及び「K-GAPマーク」を使用する際は、小売業者等の名称、所在地及びその小売業者等の代表者名を審査・認証

機関を経由して県に届け出なければなりません。
(3) その他県が必要であると認める場合

第4 「認証マーク」及び「K-GAPマーク」の設定と表示

認証を受けていることを表現する場合は、「認証マーク」及び「K-GAPマーク」に認証登録番号を併せて明記してください。

なお、「認証マーク」及び「K-GAPマーク」の基本デザイン（表示色、マークの規格等）については、別に定めます。

第5 使用料

「認証マーク」及び「K-GAPマーク」の使用料は、無償とします。

第6 報告及び調査

県及び審査・認証機関は、「認証マーク」及び「K-GAPマーク」を使用している者に対して、「認証マーク」及び「K-GAPマーク」の使用状況の報告を求め、その調査を行うことができます。

第7 使用の取消し

審査・認証機関は、前項により「認証マーク」及び「K-GAPマーク」の使用が適切でないと認めるときは、「かごしまの農林水産物認証制度実施要領」第14の規定に基づき、認証の取消しを行うことができるものとします。

「認証マーク」のガイドライン

1 目的

「かごしまの農林水産物認証制度認証マーク及びK-GAPロゴマーク使用基準（以下「使用基準」という。）」に基づき、「認証マーク」の基本デザイン（表示色、マークの規格等）について定めます。

2 基本デザイン

(1) 色指定

色指定は、次のとおりです。



(2) サイズ

サイズは、拡大・縮小をしてもかまいません。ただし、ロゴマークの縦横比は変えないで下さい。

(3) 構成

ロゴマークの絵柄と文字の配置は換えないでください。

ロゴマークの絵柄や文字を分解したり、再編集したりしないで下さい。

(4) レイアウト

ロゴマークの範囲に他の文字やデザインが接したり、重なったりしないように配置して下さい。

ロゴマークとそれ以外の文字やデザインとの間には一定の間隔をあけて、一体化したデザインと思われないようにして下さい。

(5) 化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培への取組について併せて認証取得した場合

取組区分により、下記のとおり表示します。特別栽培農産物の場合は、農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に沿って一括表示します。

<p>化学肥料(窒素成分)当地比5割減</p> 	<p>化学肥料(窒素成分)栽培期間中不使用</p> 																																			
<p>節減対象農薬当地比5割減</p> 	<p>節減対象農薬栽培期間中不使用</p> 																																			
<p>農薬栽培期間中不使用</p> 	<p>包材の状況で省略する場合 (化学肥料(窒素成分)当地比5割減の場合の例)</p> 																																			
<p>特別栽培農産物</p>  <table border="1" data-bbox="663 1274 994 1565"> <thead> <tr> <th colspan="2">農林水産省新ガイドラインによる表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別栽培農産物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>節減対象農薬：当地比〇割減</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>栽培責任者</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>鹿児島県〇〇町〇〇</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>TEL 〇〇-〇〇-〇〇</td> </tr> <tr> <td>確認責任者</td> <td>△△△△</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>鹿児島県△△町△△</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>TEL △△-△△-△△</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1010 1274 1383 1451"> <thead> <tr> <th colspan="3">節減対象農薬の使用状況</th> </tr> <tr> <th>使用資材名</th> <th>用途</th> <th>使用回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇〇〇</td> <td>殺菌</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>□□□□</td> <td>殺虫</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>△△△△</td> <td>除草</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>		農林水産省新ガイドラインによる表示		特別栽培農産物		節減対象農薬：当地比〇割減		化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用		栽培責任者	〇〇〇〇	住所	鹿児島県〇〇町〇〇	連絡先	TEL 〇〇-〇〇-〇〇	確認責任者	△△△△	住所	鹿児島県△△町△△	連絡先	TEL △△-△△-△△	節減対象農薬の使用状況			使用資材名	用途	使用回数	〇〇〇〇	殺菌	1回	□□□□	殺虫	2回	△△△△	除草	1回
農林水産省新ガイドラインによる表示																																				
特別栽培農産物																																				
節減対象農薬：当地比〇割減																																				
化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用																																				
栽培責任者	〇〇〇〇																																			
住所	鹿児島県〇〇町〇〇																																			
連絡先	TEL 〇〇-〇〇-〇〇																																			
確認責任者	△△△△																																			
住所	鹿児島県△△町△△																																			
連絡先	TEL △△-△△-△△																																			
節減対象農薬の使用状況																																				
使用資材名	用途	使用回数																																		
〇〇〇〇	殺菌	1回																																		
□□□□	殺虫	2回																																		
△△△△	除草	1回																																		

3 データについて

マークの使用にあたり、版下用データの使用が可能です。入手方法につきましては、最寄りの支庁・地域振興局までご連絡ください。

「K-GAPマーク」のガイドライン

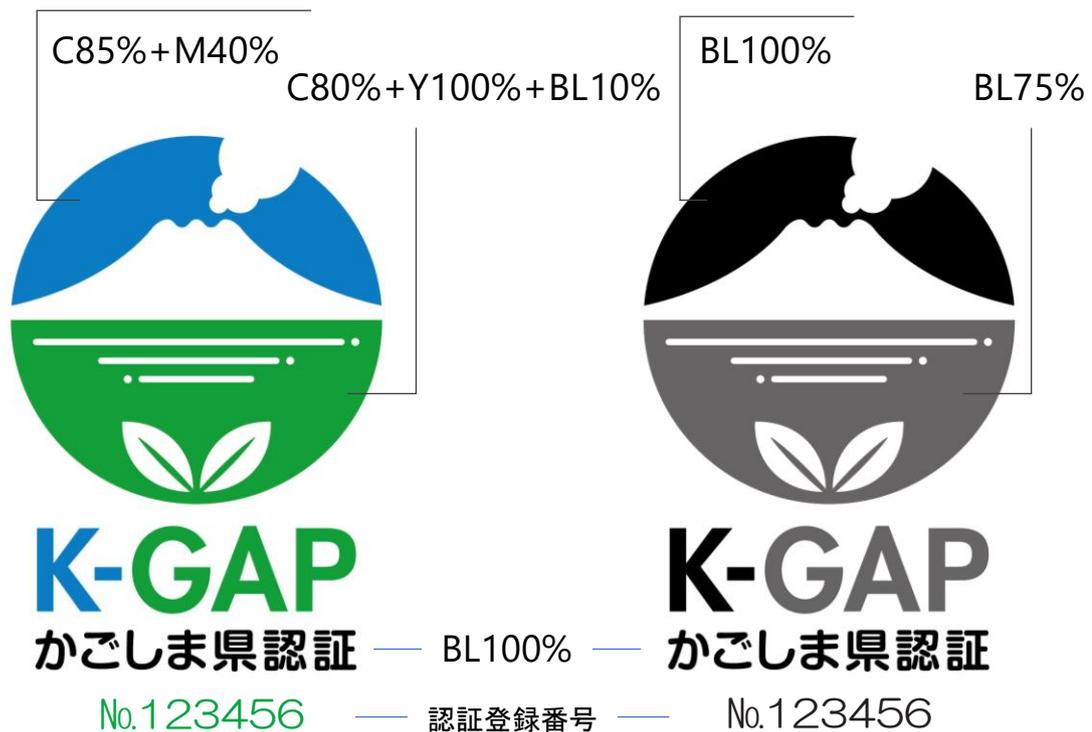
1 目的

「かごしまの農林水産物認証制度認証マーク及びK-GAPロゴマーク使用基準（以下「使用基準」という。）」に基づき、「K-GAPマーク」の基本デザイン（表示色、マークの規格等）について定めます。

2 基本デザイン

(1) 色指定

色指定は、次のとおりです。



(2) サイズ

サイズは、拡大・縮小をしてもかまいません。ただし、ロゴマークの縦横比は変えないで下さい。

(3) 構成

ロゴマークの絵柄と文字の配置は換えないでください。

ロゴマークの絵柄や文字を分解したり、再編集したりしないで下さい。

(4) レイアウト

ロゴマークの範囲に他の文字やデザインが接したり、重なったりしないように配置して下さい。

ロゴマークとそれ以外の文字やデザインとの間には一定の間隔をあけて、一体化したデザインと思われないようにして下さい。

(5) 化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培への取組について併せて認証取得した場合

マークの近傍に取組区分を記載します。特別栽培農産物の場合は、農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に沿って一括表示します。

(例1) 化学肥料（窒素成分）当地比5割減の場合



(例2) 特別栽培農産物の場合



農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
節減対象農薬：当地比〇割減	
化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用	
栽培責任者	〇〇〇〇
住所	鹿児島県〇〇町〇〇
連絡先	TEL 〇〇-〇〇-〇〇
確認責任者	△△△△
住所	鹿児島県△△町△△
連絡先	TEL △△-△△-△△

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
〇〇〇〇	殺菌	1回
□□□□	殺虫	2回
△△△△	除草	1回

3 データについて

データの使用にあたり、版下用データの使用が可能です。入手方法については、最寄りの支庁・振興局までご連絡ください。